

## 羽太小学校いじめ防止基本方針

令和6年2月1日 改訂

西郷村立羽太小学校は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定、平成29年3月14日 改定、以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを認識し、学校におけるいじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、西郷村立羽太小学校「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定めるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」にのっとり、重大事態に対し迅速かつ適切に、これを対処する。

### 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ※具体的解釈

- 「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、習い事やスポーツクラブ、当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人的関係があることをいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 行為を行った児童等が、いじめる気がなく行った場合でも、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じたら、「いじめ」とする。

#### (2) いじめの理解

- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうること。
- 暴力を伴わないいじめは、多くの児童は入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- いじめは、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- いじめのない学校を実現するために、保護者や地域と、主体的かつ相互に協力し活動すること。
- 犯罪行為として認められるいじめが発生した場合、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、速やかに警察へ相談・通報し、警察と連携した対応を取ること。
- SNS上の誹謗中傷など、いじめの対象となる児童本人が心身の苦痛を感じていないケースであっても、法の趣旨を踏まえ、加害行為を行った児童に対し適切な指導を行う。
- いじめの加害者、被害者間でいじめの解消が行われた場合であっても、法に定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織での情報共有を行う。
- 発達障がいを含む、障がいのある児童に対しては、保護者との連携を図りつつ、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

#### (3) いじめの判断要素

いじめに当たるか否かの判断に当たっては、次の5点を踏まえる。

- ① いじめられた児童の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用すること。
- ④ SNS上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- ⑤ いじめの認知について、けんかやふざけ合い、例え好意で行った行為であっても、いじめと認知する可能性があることを、理解しておくこと。

## ※ 具体的ないじめの態様について

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団で無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等を使ってで誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

### (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止については、教育活動全体を通じて次のことに努める。

- ① すべての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
- ② 心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ③ すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共通理解し、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### ※ いじめの認知について留意すること

いじめの認知については、教職員間での確にいじめの疑いに関する情報を共有できるようにし、組織的に対応できるようにしておく。特に、事実関係の把握やいじめであるか否かの判断は個人で行わず、直ちに該当組織に報告・相談する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒の訴えを抱え込こんだり、対応不要と個人で判断したりしないようにする。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止推進員の設置

いじめ防止推進員は、いじめ防止並びに早期発見のための計画を立て、いじめ防止を推進する。

### (2) 生徒指導委員会の開催

校長、教頭、いじめ防止推進員、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (3) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。一人で抱え込まずに組織として対応する。

### (4) その他

必要に応じ、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の関係者を追加し、柔軟に対応する。

## 3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

### (1) 学級経営の充実

- いじめが起こらない学校・学級風土づくりのために、全校集会・朝の会や帰りの会を始め、教育活動全体を通じていじめ防止の指導を行う。
- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」やi-チェックの結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- いじめ発生時の対応を児童に示すことで、安心感を与えるとともに、加害行為の抑止に努める。

### (2) 道徳教育の充実

- 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
  - 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- (3) 教科、特別活動等の充実
- コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
  - 自己有用感を高めるためにスモールステップで評価を行い、少しの伸びでも認め、誉めていく。
  - 児童会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを継続的に行う。
  - 学校行事、学級活動等で児童一人一人に活躍の場をつくり、児童同士の繋がりや絆を深める。
  - 授業規律や生活指導規律等のスタンダードを徹底し、基礎学力を保证する授業を行う。
- (4) 相談体制の整備
- i-チェック結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
  - 毎月の「心のアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
  - 児童と保護者が相談員や支援員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- (5) 縦割り班活動の実施
- 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- (6) SNS等を通じて行われているいじめに対する対策
- 全校児童のSNSに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にデジタルシティズンシップ教育をするなどして迅速に対応する。
  - デジタルシティズンシップ教育の実施にあたっては、SNSを通じて行われるいじめが、重大な人的侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、場合によっては、刑法における名誉毀損や侮辱罪、民事上の賠償請求の対象になり得ることを、児童に対して理解させる。
- (7) 家庭、学校相互間の連携協力体制の整備
- 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。
  - 幼保小中との情報交換や交流学习を行う。
- 4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）
- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
- 児童、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- (2) 毎月「心のアンケート」の実施
- 毎月「心のアンケート」を実施する。また、「心のアンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。その際、児童生徒からの相談については、必ず教職員等が迅速に対応する。
- (3) ノート・日記指導
- 児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配るとともに、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握する。
- (4) 教育上の指導を行っているにもかかわらず、効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等を想定）との適切な連携を図る。
- 5 いじめに対する措置
- (1) いじめに関する相談を受けた場合は速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを見て見ぬふりをしていた児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。

- (5) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (6) 加害者の成長支援を行う。
- (7) 少なくとも次の2つの要件を満たして、いじめが解消していると判断する。
  - ① いじめの行為が止んでいる。  
(被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当期間継続している。)
  - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていない。  
(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。)

※ 留意すること

特定の教職員がいじめの情報を抱え込み、報告・相談等を怠った場合、法の規定に、違反し得ることを十分に認識すること。また、いじめの情報を把握した場合、被害者児童を守り通すことを第一にすること。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、村教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 重大ないじめ（暴力・恐喝等）を行った児童へは適切な懲戒を行う。
- 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

7 評価と改善

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- 児童に対しては、自分の学校生活をふり返って、毎月学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は分かりやすい設問の設定を心がける。
- いじめの適切な認知の結果、いじめの認知件数が増えることは、実態をより正確に評価しているにとらえる。
- 教職員は日々の教育実践と児童に向き合い、課題となる事項をとらえ、改善に取り組めるようにする。
- 学校評価等を通して得た情報に対して、即時に対応し改善を図る。

(2) 家庭や地域との連携

- 学校だより等で学校評価の分析結果やいじめの防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- 家庭や地域よりいじめの情報があった場合には、いじめ防止対策会議を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

(3) PDCAサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の改善

- 本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。
  - ・ 短期評価→月に1回の児童への簡易アンケートや情報交換などに基づき、児童の実態や対応体制等を確認、改善する。
  - ・ 中期評価→学期に1回の児童へのアンケート調査や情報交換などに基づき、各期間の実態や変容をとらえ、対応や体制等を改善する。
  - ・ 個人面談や学校評価等で得られた情報を分析して改善する。
  - ・ 長期評価→中・短期評価をもとに、次年度のいじめ関連方針等を精査、改善する。

<別表>

いじめ対策年間指導計画

- 4月 ○いじめ防止基本方針についての検討【生徒指導委員会】  
○いじめ対策に関わる共通理解  
○児童に対する情報交換【職員会議】  
○学級開き・学級ルールづくり「こんなことがいじめです」の活用【学級活動】  
○保護者との情報交換【家庭訪問】  
○「心のアンケート」実施
- 5月 ○「心のアンケート」を実施  
○児童に対する情報交換【職員会議】  
○行事を通じた人間関係づくり【運動会】
- 6月 ○「心のアンケート」実施  
○学校警察連絡協議会①  
○児童に対する情報交換【職員会議】  
○行事を通じた人間関係づくり【交流活動】
- 7月 ○保護者との情報交換【個別懇談会】  
○学校評価の実施  
○i-チェック①結果を踏まえた考察と対応策の共有  
○「心のアンケート」実施  
○自己評価の実施  
○児童に対する情報交換【職員会議】  
○インターネット状況調査  
○行事を通じた人間関係づくり【校内水泳記録会】
- 8月 ○「心のアンケート」実施  
○生徒指導に関する研修【職員研修】  
○学校評価の集計・公開
- 9月 ○「心のアンケート」実施  
○児童に対する情報交換【職員会議】  
○人権強化月間  
○行事を通じた人間関係づくり【学習成果発表会】
- 10月 ○「心のアンケート」実施  
○児童に対する情報交換【職員会議】
- 11月 ○児童との教育相談  
○「心のアンケート」実施  
○児童に対する情報交換【職員会議】  
○行事を通じた人間関係づくり【校内持久走記録会】
- 12月 ○いじめ対策についての啓発【個別懇談会】  
○保護者との情報交換【個別懇談会】  
○「心のアンケート」実施  
○自己評価の実施  
○児童に対する情報交換【職員会議】  
○学校評価の実施
- 1月 ○「心のアンケート」実施  
○学校評価の集計・公開  
○いじめ対策についての啓発【学校評価委員会】  
○行事を通じた人間関係づくり【なわとび記録会】
- 2月 ○「心のアンケート」実施  
○保護者との情報交換【学年懇談会】
- 3月 ○「心のアンケート」実施  
○今年度の反省と次年度の計画  
○i-チェック②の結果を踏まえた考察と対応策の共有